

委員 長 報 告

本委員会は、去る12月10日の本会議において付託を受けた議案14件について、14日及び21日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、7定議案第3号 田辺市長等の給与に関する条例の一部改正について、同議案第4号 田辺市地域経済牽引事業促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について、同議案第7号 田辺市火災予防条例の一部改正について、同議案第9号 工事請負変更契約の締結について、同議案第10号 工事請負変更契約の締結について、同議案第25号 市町村建設計画の変更について、同議案第26号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第12号）の所管部分、同議案第27号 令和2年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の所管部分、同議案第31号 令和2年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第2号）の所管部分、同議案第32号 権利の放棄について、同議案第33号 権利の放棄について、同議案第34号 令和2年度田辺市同和対策住宅資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）及び同議案第35号 令和2年度田辺市水道事業会計補正予算（第2号）の所管部分については、全会一致により、同議案第8号 工事請負契約の締結については、賛成多数により、いずれも原案のとおり可決いたしました。

次に、去る12月16日の本会議において付託を受けた議案2件について、同日及び21日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、7定議案第40号 田辺市新庁舎整備に関する住民投票条例の制定については、賛成少数により否決、同議案第41号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第13号）の所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

議案第40号 田辺市新庁舎整備に関する住民投票条例の制定についてに関わって、委員から、田辺市新庁舎整備に関する住民投票条例制定請求の要旨には、新庁舎の移転先を東山オークワ敷地と決めて強引に進めているが、その移転先は、市長が独断で決めたものとある。それに対し意見書には、平成29年3月に議会へ報告した後、まちづくり報告会を開催し、その中で市民に説明し意見交換などをしたとあるが、まちづくり報告会の開催状況と、具体的にどのような意見があったのかただしたのに対し、「まちづくり報告会は平成29年10月から翌年1月まで、市内12会場で開催し、1,167名の参加があった。また、庁舎整備事業に関する意見としては、庁舎の位置が東山を前提とした上で、道路に関する意見が多くあったほか、予算や財源に関する意見に加え、建築時の木材利用の促進に関する意見があった」との答弁がありました。また、庁舎整備方針検討委員会の答申について、検討委員会の委員から、中心市街地の活性化を望む意見はあった。

しかし、答申結果が中心市街地に近い場所になるような意見は多くなかったと思うが、どのようにして答申結果をまとめられたのかただしたのに対し、「庁舎整備方針検討委員会では、各種委員からの意見等を踏まえる中、総合的な形で原案をまとめ、承認いただいたものと認識している」との答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月21日

総務企画委員会

委員長 橘 智史

委員 長 報 告

本委員会は、去る12月10日の本会議において付託を受けた議案14件について、11日及び21日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、7定議案第6号 田辺市林業開発センター条例の廃止について、同議案第11号 工事請負変更契約の締結について、同議案第12号 工事委託変更契約（委任変更協定）の締結について、同議案第16号 田辺市紀州備長炭記念公園の指定管理者の指定について、同議案第17号 田辺市龍神総合交流拠点施設「季楽里龍神」の指定管理者の指定について、同議案第18号 田辺市龍神温泉センターの指定管理者の指定について、同議案第19号 田辺市龍神宮代オートキャンプ場の指定管理者の指定について、同議案第20号 田辺市川湯キャンプ場の指定管理者の指定について、同議案第21号 田辺市龍神木族館の指定管理者の指定について、同議案第22号 田辺市龍游館の指定管理者の指定について、同議案第23号 田辺市熊野古道中辺路の指定管理者の指定について、同議案第24号 田辺市奥熊野古道ほんぐうの指定管理者の指定について、同議案第26号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第12号）の所管部分及び同議案第35号 令和2年度田辺市水道事業会計補正予算（第2号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、当委員会に付託されている観光関連施設の指定管理全般に関わって現状をただしたのに対し、「近年は指定管理者が固定化されるとともに施設利用者も減少傾向にあり、地域振興に生かしていくための施設維持で精いっぱい状況になりつつある。将来的には、公共施設として一定の役割を終えたと判断する施設については、民間譲渡をするのがよいかなど、検討も必要であると考えている」との答弁がありました。

次に、議案第17号 田辺市龍神総合交流拠点施設「季楽里龍神」の指定管理者の指定についてに関わって、利用者数の推移について説明を求めたのに対し、「年度当初は、コロナ禍による利用者の減少が懸念されたが、緊急事態宣言解除後、特に9月以降は、昨年を上回る利用者数で推移している」との答弁がありました。さらに委員から、市への納付金についてただしたのに対し、「年度前半においてコロナ禍での利用客減少による資金難解消のため、日本政策金融公庫及び市から融資を受けた借入金があることから、まずは返済を優先し、返済完了までは納付金を猶予したい」との答弁がありました。さらに、納付金の運用基準についてただしたのに対し、「現状では、年度末の預金残高が3,000万円を超える分について、納付金として市へ納めていただく形としているが、現下のルールでは不測の事態には対応できないため、今後については、何らかの見直し等を行いたい」との答弁がありました。また、委員から小修繕以外の建物躯体に係る整備などについて、市において管理計画などの見直しを行うべきではないかとの意見がありました。

次に、議案第26号 田辺市一般会計補正予算（第12号）の所管部分のうち、田辺市紀州備長炭記念公園の指定管理に係る債務負担行為補正に関わって、限度額の増額理由をただしたのに対し、「海外からの団体バスツアーがなくなったこと等により、発見館の入館者が減少し、年間平均収入が、平成26年度から28年度までの3年間ににおいては250万円であったのに対し、29年度から令和元年度は120万円と減少したことから、その差額分130万円を指定管理料として増額した」との答弁がありました。また、今回の団体バスツアーの件を受け、委員から、来客増に向け旅行者への営業活動など市が可能な限りフォローするよう要望がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月21日

産業建設委員会

委員長 尾 花 功

委員長報告

本委員会は、去る12月10日の本会議において付託を受けた議案10件について、11日及び21日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、7定議案第5号 田辺市斎場条例の一部改正について、同議案第13号 田辺市高齢者複合福祉施設たきの里の指定管理者の指定について、同議案第14号 田辺市立松風荘の指定管理者の指定について、同議案第15号 田辺市立やすらぎ荘の指定管理者の指定について、同議案第26号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第12号）の所管部分、同議案第27号 令和2年度田辺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の所管部分、同議案第28号 田辺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、同議案第29号 令和2年度田辺市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、同議案第30号 田辺市介護保険条例の一部改正について及び同議案第31号 令和2年度田辺市介護保険特別会計補正予算（第2号）の所管部分について、いずれも全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

次に、去る12月16日の本会議において付託を受けた7定議案第41号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第13号）の所管部分について、同日及び21日に委員会を開催し、当局の説明を聴取し慎重に審査をいたしました。

その結果、委員会審査報告書に記載のとおり、全会一致により、原案のとおり可決いたしました。

審査の過程における委員からの質疑等の主なものは、次のとおりであります。

まず、議案第5号 田辺市斎場条例の一部改正についてに関わって、所得状況に応じた使用料の減額制度について説明を求めたのに対し、「現行では、生活保護を受けている方は全額免除であり、新たな料金体制となった場合も同様である。これに加えて、所得状況に応じ、現行の金額である1万円程度に段階を設けて減額するような新たな制度を検討しているところであり、今後、早い段階で委員の皆様からも意見をいただく中で構築していきたい」との答弁がありました。

次に、議案第26号 令和2年度田辺市一般会計補正予算（第12号）の所管部分のうち、児童福祉費に関わって、保育所等業務効率化推進事業費補助金を活用して導入する業務支援システムの内容や導入状況についてただしたのに対し、「当該補助制度は、民間保育所を対象としており、このシステムを導入することで、保育計画や保育記録等の書類作成がパソコンでできるようになるほか、これまで電話で行っていた園児の出欠の管理や保護者との連絡をスマートフォンなどで効率的に行うことができるようになり、これまでに1園が導入している」との答弁がありました。さらに委員から、ICT化による保育業務の効率化及び負担軽減に向け、公立保育所でも導入を検討されたいとの意見がありました。

次に、保健衛生総務費に関わって、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない中で、田辺周辺広域市町村圏組合が運営する休日急患診療所の年末年始における患者受入れの際の医療機関との連携等について説明を求めたのに対し、「休日急患診療所の診療時間内であれば、一旦は受診していただくことになるが、ほかにも、受診・相談センターである保健所をはじめ、24時間体制の県コールセンターや救急医療情報センターに問い合わせさせていただくことで、受診可能な医療機関を教えてもらうことができる」との答弁がありました。さらに委員から、実際の運用体制が整うよう、保健所や県とも相談しながらしっかり取り組まれないとの意見がありました。

以上、委員長報告といたします。

令和2年12月21日

文教厚生委員会

委員長 久保浩二